

人権方針

新田ゼラチングループ(以下、「当社グループ」といいます。)は、社是*において、愛と信を基盤とし、従業員が希望ある人生を築くという理念を掲げています。

当社グループが事業を通して社会への貢献を果たすためには、お客様・お取引先・株主・地域住民・従業員など、全てのステークホルダーの人権を尊重することが必要不可欠なものと理解しております。

*:「愛と信（まこと）を基盤とし、最高の技術と最大の活力により、社業を発展させ、もって社会に貢献し、希望ある人生をきずこう。」

当社グループは、「国際人権章典」及び国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」で定義された人権を尊重し、事業を展開する各国の関連法令の順守を徹底するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り人権尊重の責任を果たします。法令と国際規範に乖離がある国や地域においては、最大限に国際規範を尊重するための方法を追及します。

適用範囲：

本方針は、当社グループすべての役員（これに準ずる者を含む）と従業員（嘱託、パート従業員、臨時従業員等、期間を定めて雇用される従業員を含む）に適用します。また、当社が影響を及ぼすことの出来るビジネスパートナー及びその他の関係者に対しても働きかけていきます。

（人権デュー・ディリジェンス）

当社グループは、潜在的または実際の人権リスクを特定・評価し、人権侵害等を防止または軽減するための措置を講じ、その取り組み内容について実効性の評価を行います。また、これを継続的に実施し、積極的な情報開示に努めます。

救済：

当社グループの活動が人権に対して負の影響を引き起こしている、または助長していることが明らかになった場合、苦情処理メカニズム設定等の手続きを通じて、その救済に取り組みます。

教育：

本方針が当社グループ全ての活動に組み込まれるよう、役員・従業員に対し、定期的に適切な教育を行います。

ステークホルダーとの対話：

当社グループは、本方針を実行する過程において、外部の専門家からの助言を活用し、関連するステークホルダーとの対話や協議を行っていきます。

体制整備：

本方針に基づき人権を尊重した事業活動を推進するための体制を整備します。

附属書：

附属書に、当社グループの人権対応重点課題を明示します。この重点課題は、当社グループの事業や社会情勢の変化に基づき、適宜見直すものとします。

制定 2025 年 3 月 19 日

新田ゼラチン株式会社

代表取締役社長

竹宮 秀典

本方針は、当社の取締役会の承認を得ています。

附属書「新田ゼラチングループにおける人権対応重点課題」

(サプライヤー行動規範の人権に関する項目)

差別の禁止

人種、民族的背景、国籍、年齢、宗教、性別、性的指向、身体障害、労働組合への加入、政治的所属、婚姻状況において、いかなる方法でも差別しません。

強制労働と児童労働

強制労働や児童労働を行いません。国際労働機関の第138号条約（最低年齢）および第182号条約（児童労働）を遵守します。

健康と安全

事故や怪我のない職場環境を作り、関連する職業病や健康問題の発生を防止するため、厳格な基準を設定します。

また、危険な状況を特定し、是正するために積極的な役割を果たし、従業員の健康の継続的な改善に取り組めます。

ハラスメントと虐待の防止

ハラスメントや虐待などの非人道的な扱いに関与せず、許容もしません。

労働時間と賃金

労働時間は法律で定められた上限を超えません。従業員には、週に最低1日の休日を与えます。最低賃金、残業代、法定福利厚生、従業員福利厚生など、法廷要件を満たす適切な賃金と手当を支払うものとします。また、懲罰的な理由による不当な賃金の減額を行いません。

結社の自由と団体交渉権

すべての従業員が労働組合を結成または参加し、団体交渉に参加する権利を尊重するものとします。

カスタマーハラスメントに対する基本方針

1. 策定の背景と目的

新田ゼラチン（株）および国内子会社（以下「国内グループ会社」といいます。）は、「UPCYCLING for the Future.」をPurposeに掲げ、人々の暮らしの向上に寄与する製品を提供することに努めております。私たちは、お客様からのご意見・ご指摘には真摯に耳を傾け、至らない点を謙虚に受け止め、改善に向けた努力を重ねてまいります。

一方で、国内グループ従業員・スタッフへ一部のお客様から悪質な言動やクレームが発生することが起こり得ます。

当社グループは、「愛と信を基盤とし、従業員が希望ある人生を築く」という理念のもと、すべてのステークホルダーの人権を尊重し、事業活動を展開しています。従業員の尊厳を守り、不当な行為から保護することを目的に、新田ゼラチングループ人権方針に基づき、本方針を策定いたします。

2. カスタマーハラスメントの定義

カスタマーハラスメントは、①事業において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者（以下「顧客等」といいます。）の言動であること、②労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものであること、③労働者の就業環境が害されること、と定義されます。

・対象となる主な行為（例示）

以下の記載は例示であり、これらに限られるものではありません。

- イ 言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの
 - ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
 - ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
 - ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
 - ・不当な損害賠償要求
- ロ 手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの
 - ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
 - ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
 - ・威圧的な言動
 - ・継続的、執拗な言動
 - ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

3. カスタマーハラスメントへの対応基本姿勢

国内グループ会社は、カスタマーハラスメントに該当すると判断した場合は、組織的かつ毅然とした態度で臨み、それ以上のサービス提供や取引をお断り、または中止させていただく場合があります。

また、悪質な行為（脅迫、恐喝、威力業務妨害、傷害など）については、弁護士や警察等の外部専門機関と連携し、民事・刑事の両面から厳正な法的措置を講じます。

4. 当社グループにおける取り組み

国内グループ会社では、カスタマーハラスメントの発生を防止し、発生した場合に迅速かつ適切な対応が行えるよう、以下の対応を講じます。

- ・本方針による企業姿勢の明確化とその周知・啓発
- ・国内グループで働く従業員のための相談体制の整備
- ・国内グループで働く従業員への教育・研修の実施
- ・従業員のメンタルヘルスケアおよび安全確保

また、当社グループ従業員がお取引先等に対しカスタマーハラスメントを行うことのないよう、従業員に啓発を行います。

なお、お取引先様からのハラスメントやコンプライアンスに関するご通報・ご相談につきましては、取引先通報窓口（ngi-compliance@nitta-gelatin.co.jp）にて受け付けております。

当社グループは、これからもお客様にご満足いただける製品の提供に努めて参ります。引き続き、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

制定：2026 年 10 月 1 日

採用活動におけるハラスメント防止にかかる基本方針

新田ゼラチン（株）および国内子会社（以下「国内グループ会社」といいます。）は、新田ゼラチングループ人権方針に基づき、採用活動において国内グループ会社への就職を希望、検討される方（以下「求職者等」といいます。）の人格および尊厳を尊重し、求職者等の皆さまが安心して就職活動を行っていただけるよう、採用活動におけるハラスメントの防止に向けた方針を以下のとおり定めます。

1. 基本方針

国内グループ会社は、求職者等に対するセクシュアルハラスメント、パワーハラスメントその他一切のハラスメント行為および不適切な言動を許容しません。

2. 採用活動における遵守ルール

国内グループ会社の役員および社員（以下「社員等」といいます。）が求職者等と採用活動や各種イベント等において接点を持つ際には、以下のルールを厳格に遵守します。

- **選考・面談の場所：** 採用活動における面談等は、オンライン、当社オフィス、または公的な場所（商業施設等）で実施します。
- **実施時間帯：** 面談等は、原則として日中に実施します。
- **連絡手段・私的接触の禁止：** 求職者等との連絡は、業務用メールアドレスを使用し、社員個人の連絡先（プライベートの LINE、SNS、個人メールアドレス等）の交換や私的な誘い・食事等の接触は一切行いません。
- **選考と関係のない不適切な質問の禁止：** 交際相手の有無、結婚・出産予定、容姿や服装等に関する発言、その他職務適性に関係のないプライベートな質問は行いません。

3. 相談窓口の設置と適切な対応

国内グループ会社は、求職者等からの相談を受け付ける専用の相談窓口を設置しています。万が一、国内グループ会社の社員等からハラスメント等の不適切な言動があった場合、または不安や疑問を感じた場合は、遠慮なく以下の窓口までご連絡ください。

会社名	担当部署	連絡先
新田ゼラチン株式会社	人事部 相談窓口	メール： jinji@nitta-gelatin.co.jp
	総務部 相談窓口	メール： ngi-compliance@nitta-gelatin.co.jp
彦根ゼラチン株式会社	新田ゼラチン(株) 人事部	メール： jinji@nitta-gelatin.co.jp

ご相談があった場合は、プライバシーを厳重に保護し、事実関係を迅速かつ正確に調査した上で適切な措置を講じます。なお、相談を行ったことや調査に協力したことを理由として、採用選考上で不利益な取り扱いをすることは一切ありません。

4. 違反者に対する措置

求職者等に対するハラスメント行為が確認された社員等に対しては、就業規則等に基づき厳正な処分を行います。

制定：2026 年 10 月 1 日